令和８年度　関東農政局　農村RMO推進フォーラム

施策紹介

令和８年10月26日

農林水産省　関東農政局
農村振興部　農村計画課

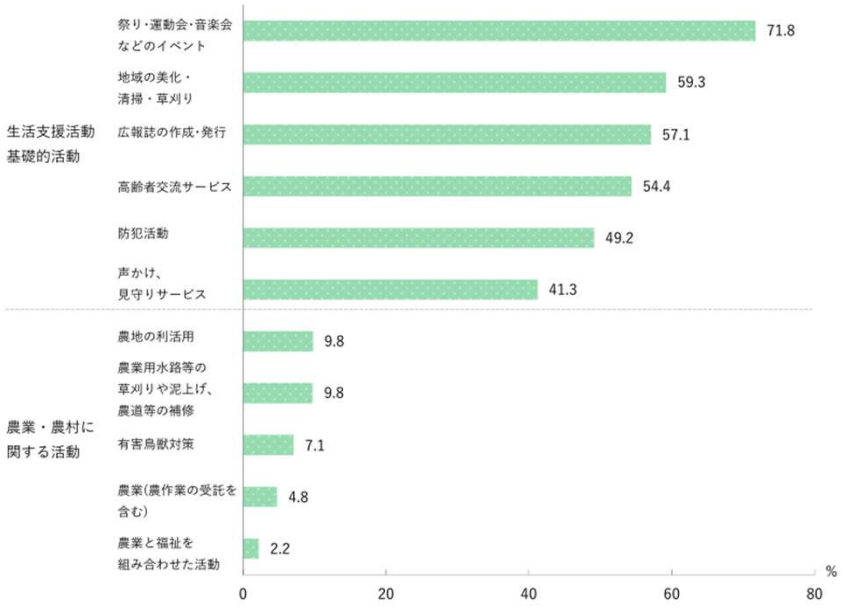
農林水産省
関東農政局

農村RMOの形成における現状の課題と政策の方向

　中山間地域を始めとした農村地域では高齢化・人口減少が顕著であり、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買物・子育て等の生活支援の取組を担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念されている。
このような中、地域で暮らす人々が中心となって課題解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織の形成数は増加傾向（令和7(2025)年度には8,587団体）であるが、農業・農村に関する活動を行っている地域運営組織の割合は1割未満にとどまっている。

　中山間地域等においては、複数の集落の機能を補完し、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う「農村RMO」の形成を推進していくことが重要となっている。

※農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）・・・
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のこと

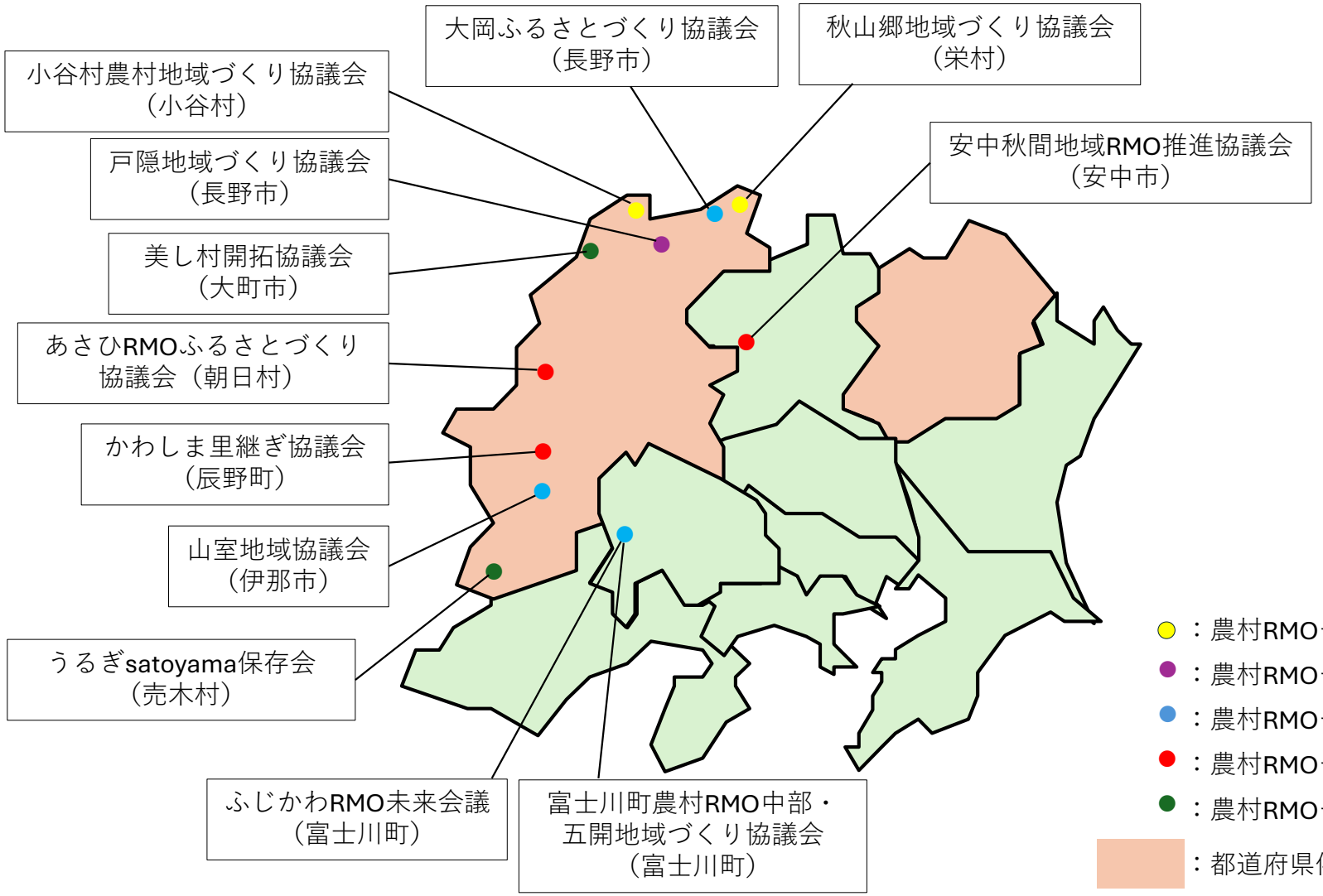


資料：総務省「令和7年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」を基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年度に実施した調査で、有効回答数は8,587(複数回答)



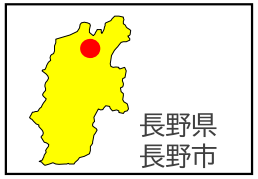
関東管内の取組状況

関東管内においては、令和４年度から令和８年度までの５年間に、農山漁村振興交付金のうち農村RMO形成推進事業により12地区を採択し、農村RMOを目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行い、農村RMOの形成を推進している。



（事例）中山間地域等における農村RMOの取組【関東局管内】

【戸隠地域づくり協議会（長野県長野市）】



○ 背景・課題

高齢化と担い手不足により、耕作されていない農地の増加と草刈りや水路整備などの共同作業に支障をきたしていることに加え、大豆や野菜など地元農産物はあるものの、地域資源として活用されておらず、有効利用が図られていない。また、高齢者への買い物支援が求められている状況。

○ 取組内容

草刈り隊の結成と中山間地域等直接交付金の事務受託を開始。また、地元産大豆を使用した農産物加工品（味噌、豆菓子）の試作品を製造し、地域内４つの郵便局のスペースを含む地区内外の店舗やオンラインで販売を試行。空き家を活用した地域づくりの活動拠点の確保や買い物支援キッチンカーの出店により、定期的に住民が集まる場を提供。



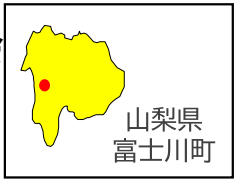


郵便局で販売を試行している様子



キッチンカーで協議会が開発した味噌を使用したメニューを提供

【富士川町農村RMO中部・五開地域づくり協議会（山梨県富士川町）】



○ 背景・課題

高齢化と担い手不足により、耕作されていない農地が増加していることに加え、農産物の共同出荷体制が整っておらず、農産物の特産品化がされていない。また、地域住民が気軽に集える交流の機会が不足している。

○ 取組内容

農作業の省力化に向けたスマート農業機械の実証導入。地域特産品の創出に向け、農作物の共同生産・共同出荷の推進と地域の農作物を活かした加工品（梅干し）を開発。また、地域内２つの簡易郵便局（五開簡易郵便局及び鰍沢鬼島簡易郵便局）のスペースにリユース本を設置し、図書の貸出サービスを実施し、郵便局を地域住民が気軽に集える交流の場として活用。





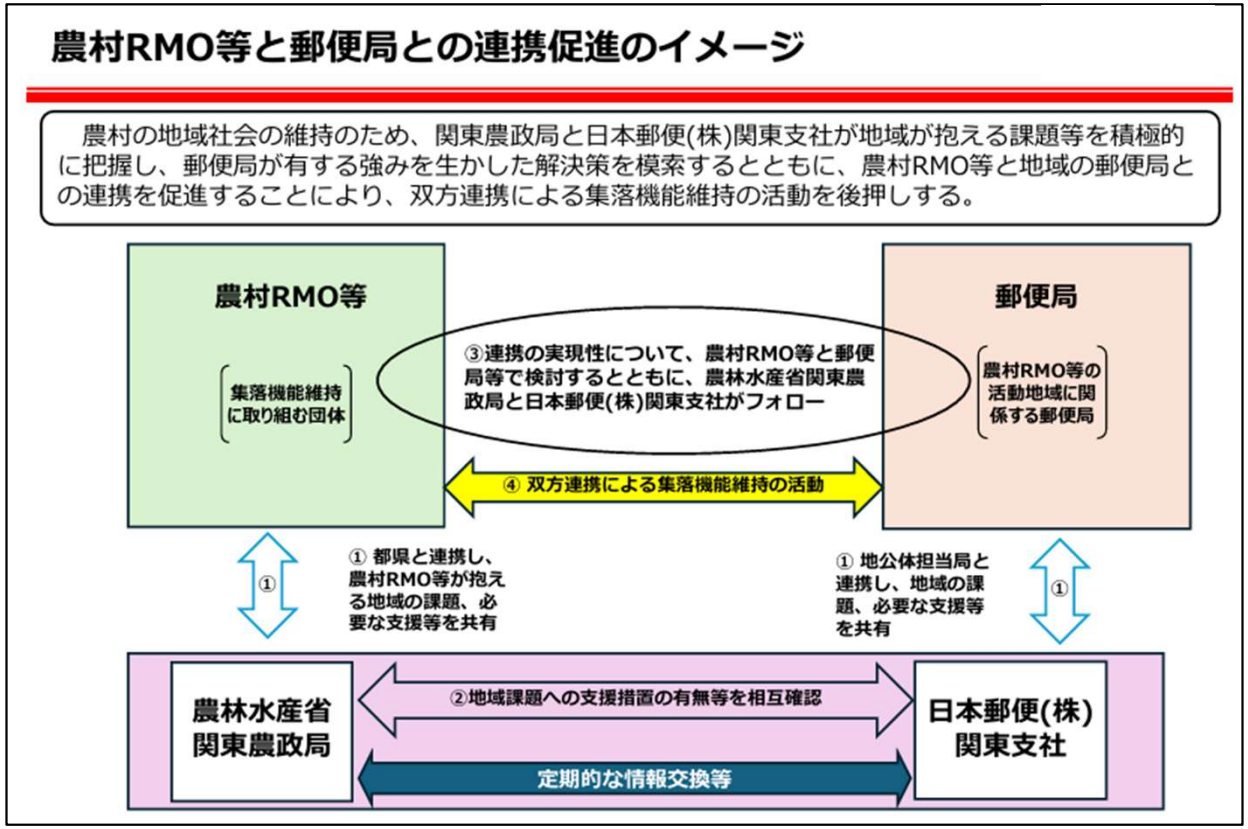
郵便局における図書サービスを利用する様子

関東農政局と日本郵便株式会社との連携協定

　関東農政局と日本郵便株式会社は、農村RMO等と地域の郵便局との連携の促進により、中山間地域等の地域振興の実現に貢献することを目的として、令和８年６月26日に、地域振興にかかる連携協定を締結した。



日本郵便株式会社 仲摩常務執行役員（関東支社長）（左）
関東農政局 菅家局長（右）



農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

令和９年度予算概算要求額　9,970百万円（前年度 7,045百万円）の内数

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成を推進**するため、**地域の協議会等が行う実証事業**のほか、**各地域の取組に関する情報共有、研修等の取組**を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域で９戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農村RMOモデル形成支援

①　活動着手支援型

農村RMO※の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。

【事業期間：１年、交付率：定額（上限200万円）】

②　地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した農用地保全、地域資源活用、生活支援に関する実証事業等**を支援します。

【事業期間：上限４年
交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

注）対象地域：地域振興８法指定地域等

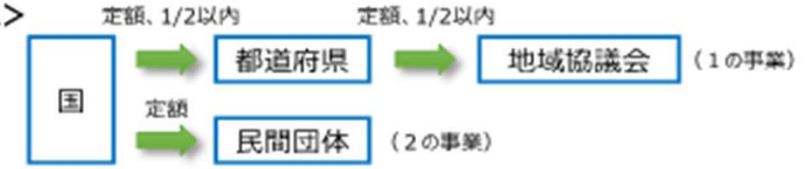
２．農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成の更なる推進に向け、**各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等の取組**を支援します。

【事業期間：１年、交付率：定額】

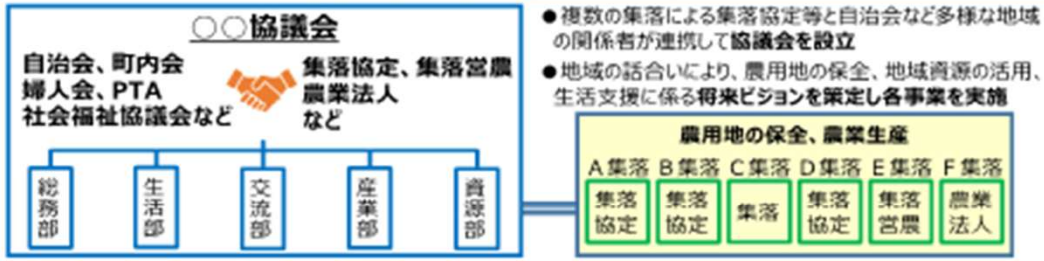
※**農村型地域運営組織（農村RMO**：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して**協議会を設立**
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る**将来ビジョンを策定し各事業を実施**

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」

これまでの活動から一歩踏み出し、農村RMOの形成につなげる取組を実施





農村RMOモデル形成支援「地域連携型」



農村RMO形成伴走支援

【全国単位の支援】





情報・知見の蓄積・共有、研修等の支援

［お問い合わせ先］　農村振興局地域振興課　（03-3501-8359）